

令和 4 年 12 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）午後 2 時 3 0 分

場所：本庁舎 5 階 5－1・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和４年１２月２６日（月）、本庁舎５階 ５－１・５－２
会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１ ７ 番	吉 川 誠
３ 番	井 出 茂 康	１ ８ 番	櫻 井 一 雄
４ 番	齋 藤 義 治	１ ９ 番	宮 治 時 男
５ 番	小 林 正 幸	２ ０ 番	佐 川 俊 夫
６ 番	飯 田 芳 一	２ １ 番	佐 藤 智 哉
７ 番	上 田 洋 子	２ ２ 番	澤 野 孝 行
８ 番	加 藤 義 一	２ ３ 番	平 川 勝 昌
９ 番	田 代 恵美子	２ ４ 番	神 崎 享 子
１ １ 番	山 口 貞 雄	２ ５ 番	福 岡 則 夫
１ ２ 番	加 藤 登		
１ ３ 番	西 山 弘 行		
１ ５ 番	落 合 喜 治		
１ ６ 番	北 村 利 夫		

欠席委員は、次のとおり

２ 番	三 上 健 一	１ ０ 番	吉 原 豊
１ ４ 番	漆 原 豊 彦		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	永 田 誠
主 任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 61号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 62号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 63号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 64号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 6 議案第 65号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 17号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 18号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後２時３０分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２２名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。師走ということで、大変忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先日、藤沢市の農業委員会と長野県松本市の農業委員会で意見交換会を行いました。御存じのように、松本市と言いますと、果樹を中心としたかなり大きな農家が多いのですが、そのときの話の中でも、やはりこちらと同じように担い手不足や遊休農地・荒廃農地といった問題がかなり出ておりました。また、新規就農に対しましても、いろいろな政策をやっているようですが、なかなか進んでいないというのが現況のようでございます。

藤沢市農業委員会からも、何名かの方をお願いをしまして、当日、参加をしていただき、いろいろ貴重な意見等を伺いました。大変お疲れさまでございました。

話はガラッと変わりますが、現在、熊本県で、T S M C という半導体の会社、大きな会社が、国の補助等をいろいろ使って、約４，０００億円の工場を建設しています。これは、国がやっている半導体ですから、工場自体は問題ないのですが、その工場の周辺にあるのは農地ですけれども、これが全て農用地です。

それで、どういうことかと申しますと、この農用地は、いわゆる関連企業ですとか下請企業が、その工場の周辺に工場を出したいというときに、農用地のために一切できないということです。

それで、どういうことになっているかと言いますと、近隣の、ほかの市町村が、大分バブル状態になっているそうです。近隣市のほうは、農用地ではない農地が多いということで、そういうことが進んでおります。

それと、農用地の関係で話しますと、実は、圏央道を通っていきますと、かなり大きな物流センター、あるいは郊外にいろいろな店舗が、海老名市や厚木市にできております。農業会議にも、3,000㎡を超える案件は必ず諮問に係るわけですが、毎月のように出ておりますけれども、そこでも、かなりの金額が動いています。

これをお話しますと、多分皆様方はびっくりすると思いますが、現在、田んぼを1年間作った場合の売上げは、1反当たり多分10万円前後ではないかと想像しますけれども、売買価格は、その1,000年分です。ちょっと計算すると、びっくりしますが、これが、また来年は1,200年分ぐらいになるのではないかとということが言われております。

しかし、海老名とか厚木のほうは、非常に珍しいところございまして、農用地を指定したときに、あれだけ大きな海老名耕地ですとか厚木の田んぼが、ほとんど農用地になっていないというのが現状です。それで、田んぼの中のあるところどころに農用地があるのですが、それは、多分地権者が希望して農用地になったところのような感じでございます。これから、皆様方、あの辺を通ったときに御覧になったらわかると思いますけれども、ちょうど櫛の歯が抜けたように田んぼが残っているところは、農用地の名残です。

それで、その農用地をどうするのかというと、皆さん、田んぼをやると言っていますけれども、果たして、この先何年できるか、という感じを受けております。

ただ、農用地になったばかりに、そこは売れないというのが現状ですが、全体的な、総合的な土地の利用計画から言ったら、非常に無駄な使い方という感じがします。

そういう話が、これからもどんどん出てくると思いますけれども、藤沢市でも、圏央道がはっきりでき上がったときに、どのような政策がなされるのかということは、ちょっと気にしていただけたらと思います。

それでは、12月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長）　ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　事務局、本日の傍聴人はいらっしゃるでしょうか。

事務局（永田　誠上級主査）　いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

議事録署名人につきましては、議席番号順により、11番の山口貞雄委員と12番、加藤　登委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森　主任。

事務局（森　大晃主任）　それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、255a。耕作面積、385a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、獺郷、1筆。地目、畑。地積、200㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに182a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉、1筆。地目、田現況畑。地積、988㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大の

申請地につきましては、カボチャ・ナスを生産する計画です。

以上です。

議案第60号について、許可することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 60 号について、許可することに決定をいたします。

日程第 2、議案第 61 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を
上程いたします。

森 主任。

地区、御所見・遠藤。番号 1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、22a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田、1筆。地目、畑。地積、1,285㎡。内容、賃借権設定。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

7

以上です。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番（北村利夫委員） 資料は5ページをお開きください。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

１８番、櫻井委員。

１８番（櫻井一雄委員）　資料は７ページをお開きください。

申請地につきましては、県道 遠藤・茅ヶ崎線にある「松原」交差点から北西に約２００ｍの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第２種農地」と判断しました。

譲受人は土木業を営んでおり、現在、綾瀬市内に資材置場及び駐車場を借り受けておりますが、当該用地は、貸主の都合で返還しなければならず、業務エリアの各方面にアクセスしやすい本申請地を代替地として転用するものです。

申請地は、北側と西側が山林、東側が畑、南側が道路になっております。

出入口は南側で、それ以外の部分については、単管パイプ及び地上高５０ｃｍから１ｍになるよう安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧し砂利敷きとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、隣接地に影響がないよう十分配慮することなどや、安全な車両の通行を心掛けるよう指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第６１号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第６１号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第３、議案第６２号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「非農地証明願について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原、１筆。地目、畑。地積、５９４㎡。内容、平成元年頃から製造所、駐車場及び農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成８年航空写真。現地確認日、令和４年１２月１４日。

続きまして、地区、六会・長後。番号２。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、亀井野、１筆。地目、畑。地積、６４７㎡。内容、平成１０年頃から貸駐車場の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成１９年航空写真。現地確認日、令和４年１２月１４日。

続きまして、番号３。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川、１筆。地目、田。地積、３３７㎡。内容、昭和４５年頃から農業用倉庫敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成８年航空写真。現地確認日、令和４年１２月１４日。

続きまして、番号４。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川、４筆。地目、田、２筆、畑、２筆。地積、４筆合計６８３㎡。内容、昭和５６年から牛舎の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成８年航空写真。現地確認日、令和４年１２月１４日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１７番、吉川委員。

１７番（吉川 誠委員） 資料は９ページをお開きください。

本件の申請地は、県道 丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原南」交差点から南西に約１００ｍの土地になります。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和４年１２月１４日に私、平川と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおり貸駐車場の敷地であることを確認しております。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号３について意見を求めます。

9 番（田代恵美子委員） 資料は 11 ページをお開きください。

申請者は、石川の土地を昭和４５年頃から農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、12月14日に地区委員の私、田代と、事務局職員で現地確認をし、申請どおり農業用倉庫の敷地であることを確認しております。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号４について意

見を求めます。

9番、田代委員。

9 番（田代恵美子委員） 資料は12ページをお開きください。

本件の申請地は、引地川にかかる「秋本橋」から南東に約150mの土地になります。

申請者によると、石川の土地について、昭和56年から牛舎の敷地として利用し、現在に至るとのことでございます。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっているため、「第1種農地」と判断しました。

第1種農地のため、原則非農地証明に該当しませんが、農業用施設である牛舎の敷地であるため、例外的に非農地を証明できるものとなります。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、１２月１４日に地区委員の私、田代と、事務局職員で現地確認をし、申請どおり牛舎の敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 62 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 62 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第６３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、葛原、20筆。地目、いずれも畑。地積、20筆合計1万6,235.69㎡。区域区分、農用地及び市街化調整区域。相続開始年月日、令和4年3月28日。経営面積、1万1,603㎡。現地確認日、令和4年12月14日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7 番、上田委員。

7 番（上田洋子委員） 本件につきましては、令和4年12月14日に事務局職員及び私、上田で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、野菜の作付け準備中であり、適正に肥培管理されておりました。

なお、6筆については、中間管理事業により貸し付けを行っています。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 63 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 63 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 5、議案第 6 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の
申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第５、議案第６４号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号１は、用田や宮原等で５６ａを耕作する法人の新規借受分です。当該地では、ネギ等を栽培していく予定となっております。

番号２は、菖蒲沢と葛原を中心に４９１ａを耕作する方の更新借受分です。

番号３は、打戻を中心に６２７ａを耕作する法人の更新借受分です。

番号４及び番号５は、宮原で３５ａを耕作する法人の新規借受分及び更新借受分です。新規で借り受ける土地では、水稻を栽培していく予定となっております。

番号６は、亀井野を中心に９２ａを耕作する方の更新借受分です。

番号７は、亀井野を中心に１１９ａを耕作する方の更新借受分です。

番号８は、石川を中心に５３９ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、飼料作物を栽培していく予定となっております。

番号９は、大庭で２９ａを耕作する方の更新借受分です。本件は、先月更新の予定でしたが、申請が遅れたため、新規案件として記載しております。なお、存続期間は、隣接する借受地の終期に合わせ４年１１か月となっております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第６４号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 64 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 6、議案第 65 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

〔対象委員 退席〕

永田上級主査。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号1は、瀬郷と宮原で27aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではホウレンソウ等を作付けする予定となっております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 6 5 号、番号 1 について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案 6 5 号、番号 1 について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

〔対象委員　入室〕

次に、番号 2 及び番号 3 について、事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田　誠上級主査）　続きまして、番号 2 及び番号 3 について、説明をさせていただきます。

番号 2 は、亀井野と西俣野で 2 2 0 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を栽培する予定になっております。

番号 3 は、高倉で 3 3 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではニンジン
を栽培していく予定となっております。

なお、こちらについても、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員）　事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号 2 及び番号 3 について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 6 5 号、番号 2 及び番号 3 について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第 6 5 号、番号 2 及び番号 3 について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 7、報告第 17 号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 7、報告第 17 号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号 1 は、別の方に貸借するため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号 2 は、別の方に売却するため、賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号 3 は、貸主の都合により、賃借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等ございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 17 号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 8、報告第 18 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件につきましては、まず 12 ページが「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。

六会・長後地区が 2 件となっております。

続きまして、13 ページが「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届

藤鶴・村岡・明治地区が2件となっております。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が3件、藤鵠・村岡・明治地区が6件、合計10件となっております。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

事務局から、報告事項等はありませんか。

以上です。

どうもありがとうございました。

19

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）